

運営規則第 5 号 宣言の事務局長・次長の報酬を定める規則

(規程第 26 条第 11 項に基づく運営委員会制定の規則、2026 年 3 月 16 日制定)

1. 本規則の目的：本規則は、当宣言の行う本規則は、当宣言の事務局の局長・次長（なお、次長とは複数名の事務局長代理のうち総括担当の筆頭局長代理を指す）の額を定めるものである。
2. 報酬額：事務局長および次長の月額報酬額を、業務委託契約の対価額として、それぞれ 35 万円および 30 万円とする。

附則 1：本規則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2：本規則は、少なくとも 3 年に一度は見直しを行う。

附則 3：局長・次長の本人の意思で報酬額の一部（最低 10 万円を除く）を辞退することができる。

以上